

学校だより 11月号

令和5年11月1日(水)

「誇・光・力」錦江中!



法律から考える自立への4つのステップ

校長 平國 弘明

今、君たちは、「自立」への道を進んでいる。学校便り10月号その2でもふれたように、「2度目の誕生」の時期でもある。今回は、法律の面から「自立」を考えてみたい。それへのステップは、4つあるのではないかと考えられる。

ステップ1 刑法 犯した罪に対して、どのような刑罰を科すかを定めた法律である。

この中の第41条に、「14歳未満の者の行為は、罰しない。」これにより、14歳未満 すなわち13歳以下の者は罪を犯したとしても刑事罰は受けないことになる(14歳未満の生徒が法に触れた場合は、触去少年となり、児童相談所が対応することになる)。一方で、14歳になれば、成人と同じように、刑事罰を受けることになる。

ステップ2 労働基準法 労働者の権利を守るための法律であり、労働条件や雇用者の義務、違反した場合の罰則などについて規定されている。

第56条に「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない」とある。つまり、15歳に達していても、義務教育(中学校)を修了していない者は基本的に労働者として使用してはならないということである(職種によっては15歳未満でも使用できる例外もあり、それもはっきりこの法律で定められている)。15歳という年齢が一つの区切りであると言える。

ステップ3 民法(令和4年4月改正) 私人間(読み方は、しじんかん)の権利や義務の関係性をまとめた基本的な法律であり、「民のための法律」の略称から分かる通り、公的機関と市民の間ではなく、市民と市民の間における関係性をまとめているのが特徴である。

改正により成人年齢は20歳から18歳に引き下げられた(民法第4条)。未成年はこれまで、20歳未満では、これまで様々な保護を受ける立場であったが、18歳未満に引き下げられたことにより、18歳以上が成人となった。保護者の承諾なしに個人契約などもできるようになる反面、責任も保護者ではなく本人が負うことになるので、内容等の不十分な理解による損害を被る危険性が高いと言われている。そのリスクを避けるには、契約書をしっかりと読み取り、理解する力やきちんと自分の考えを述べる力や法律の内容を理解しておくことなどが必要である。婚姻 つまり結婚できる年齢は、民法で、男女とも18歳以上(改正前は男性18歳、女性16歳以上)である。18歳は、家庭を築くことが認められる年齢であるということである。家庭をもつ責任を果たせると判断されるということにもなる(民法第731条)。

ステップ4 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法(令和4年4月改正)

成人年齢は18歳に引き下げられたが、上記の2つの法律などの年齢制限は、20歳のままである。法律名も「成人」の部分が「二十歳未満の者」と改められている。喫煙や飲酒などが、20歳未満の者への身体的かつ精神的な悪影響が大きいことが理由である。

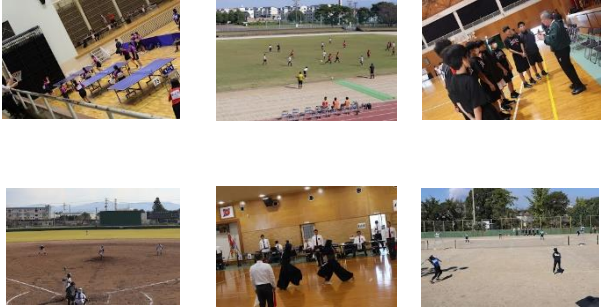
こうして考えると、14歳では、「善悪の判断」ができ、15歳では(まだ就業時刻や職種等に制限はあるものの)、「労働に必要な体力や理解力」を備えていて、18歳では、「社会のしくみを理解し、その一員としての権利や責任」を担うことができなくてはいけないということになる。18歳になれば、稼ぎ、衣食住、契約、行政手続きなどが自分でできなくてはならず、中には、家族をもち、その「家族を養う力」をも、必要な人も出てくる。3年生は、わずかにあと3年後、1年生ですら5年後には、その年齢に達するのである。今の状況で、大丈夫な人は誰もいない。ただ、その年齢に達した際に、必要な知識や理解力、行動力がついていなければ、人任せになったり、迷惑をかけたりすることになる。それは、恥ずべき事ではないだろうか。そこで、中学1~3年でそれぞれ、必要な知力、体力、徳の高さなどをつけていかなくてはならない。それは、簡単なことではないが、誰でもできることでもある。日々の中で、範とすべき先輩を見習い、大人や先人に学び、自分を育てていこう。

応援ありがとうございました

～地区駅伝・地区新人総体～

10月18日(水)から各地で行われた地区新人総体に、各部活動が出場しました。どの部もこれまで練習して身につけた力を発揮し、右のような結果となりました。また、9月27日(水)の地区駅伝競走大会に男女とも出場し、タスキをつなぎました。

たくさんの応援ありがとうございました。



部活動等名	結果
駅伝競走 女子の部	総合 6 位(B クラス 1 位)
駅伝競走 男子の部	総合 17 位
野 球	3位
サッカー	4敗
女子バレーボール	2敗
女子ソフトテニス	(個人戦決勝トーナメント) 2年生ペア ベスト8 1年生ペア ベスト16 (団体1部) ベスト8
卓球	(女子団体1部) 3位 (男子団体2部) 3位 鹿屋中合同 (個人2部) 2位 3位
男子バスケットボール	3敗
剣 道	(2年男子個人) 3位 (男子団体) 2敗
バドミントン (ACE クラブ)	(男子シングルス B) 1位 2位 (男子ダブルス A) 1位 (男子ダブルス B) 1位 (女子ダブルス A) 3位

第2回小中連携研修会 10/23～26

第2回小中連携研修会が、錦江中学校区内4小学校を会場に実施されました。子どもたちの活動を見ながら改めてではありますが、小中の連携を行いつつ「9年間で錦江中学校区の児童・生徒を育てる」という理念をわれわれ教員も保護者の方々も念頭において、教育にあたらなければならないと思うことでした。

地域が育む「かごしまの教育」 県民週間

自由参観日 11月1日(水)～11月7日(火)
(土日、祝日は除く)

- 御来校の際は、受付をしてください。
- 11月2日(木)は文化祭です。
舞台発表・展示作品など盛りだくさんです。
是非お越しください。保護者の皆様は、プログラムをご持参ください。

- 授業公開 1校時 8:45～ 9:35
2校時 9:45～10:35
3校時 10:45～11:35
4校時 11:45～12:35
5校時 14:10～15:00
6校時 15:10～16:00

※ 水曜日は、1校時 8:30～です。

入賞おめでとう

地区新人総体
野球部 3位
卓球部 女子団体1部 3位
男子団体2部 3位 鹿屋中と合同
個人2部
2位 1年
3位 1年

剣道部
2年男子個人戦 3位 桑原 陽翔

バドミントン(ACE クラブ)

男子ダブルス A
1位 2年
1年

女子ダブルス A
3位 2年
2年

男子シングルス B
1位 1年
2位 1年
男子ダブルス B
1位 1年
1年

錦江町社会福祉大会 学校賞